

## 主要法令チェックリスト

### 【労働安全衛生法に関する事項】

チェック項目	根拠条文	法違反の有無を確認する事項	適用区分	法令違反の有無	法令違反がある場合の状況
安全管理者	法11条	1 事業場に専属の者を選任し、遅滞なく所轄労働基準監督署に報告書を提出している	対象 対象外		
衛生管理者	法12条	1 衛生管理者が選任され、所轄労働基準監督署に報告している 2 衛生管理者の選任人数は足りている	対象 対象外		
安全衛生推進者	法12条2	1 安全衛生の業務を担当する有資格者を選任し、その者の氏名を職場に周知している	対象 対象外		
衛生推進者	法12条2	1 衛生の業務を担当する有資格者を選任し、その者の氏名を職場に周知している	対象 対象外		
産業医	法13条	1 産業医を選任し、所轄労働基準監督署に報告している 2 毎月1回以上、産業医による事業場内の巡視が行われている 3 健康管理および作業環境に関する指導・助言等が行われている	対象 対象外		
安全委員会	法17条	1 安全委員会を設置している 2 安全委員会は毎月1回以上開催されている 3 安全委員会の構成メンバーは適正である 4 安全委員会での議事内容は記録され3年間保管されている	対象 対象外		
衛生委員会	法18条	1 衛生委員会を設置している 2 衛生委員会は毎月1回以上開催されている 3 衛生委員会の構成メンバーは適正である 4 衛生委員会での議事内容は記録され3年間保管されている	対象 対象外		
健康診断／面接指導	法66条 則43条 則44条	1 雇入れ時の健康診断は概ね3か月以内に行われている 2 常時使用するパートタイマー等全ての対象者について、定期健康診断は法定項目全てが行われている	/		
	則第45条	3 深夜業従事者には1年に2回健康診断が行われている			
		4 再検査等の受診指導が行われている			
	則51条の2	5 所見のある者に対して産業医の意見を聞いている			
	法104条	6 健康診断個人票は、法定項目が記録され、個人プライバシーが保護され、5年間保存されている			
	則51条	7 健康診断結果報告は事業場ごとに適正に行われている			
	則52条の2	8 長時間労働者に対し面接指導等が適正に行われている			